標柱三十九号から二六七度八分七秒
一〇・〇二五メートルの地点　四十号
標柱四十号から二三八度三二分四七秒
二七・五八九メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から二一六度三〇分一九秒
四四・九五八メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から二〇二度九分二三秒
一七・五八八メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から二〇一度二八分三〇秒
一八・八三七メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二〇五度二二分二三秒
二七・四一一メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から二三八度一九分一二秒
一三・七〇四メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から二四七度三一分二三秒
一四・六七四メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二五七度三分一七秒
一一・四〇一メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から三〇二度一分二三秒
三七・六七〇メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から二四一度五六分三〇秒
三六・一七六メートルの地点　五十号
標柱五十号から二五七度一分五六秒
一〇四・〇六七メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から二六〇度一八分二二秒
七・八九三メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から二七一度三五分四〇秒
二三・三九八メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から二三一度二一分一三秒
二〇・五三六メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から二三四度四七分一四秒
七・二七五メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から二四〇度五一分一三秒
八・〇一四メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から二五八度五八分二六秒
三・六〇三メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から二七六度四五分三〇秒
一〇・一七二メートルの地点　五十八号
標柱五十八号から二五二度二分二〇秒
四・〇一五メートルの地点　五十九号
標柱五十九号から二七八度二一分
四・八六二メートルの地点　六十号
標柱六十号から三三六度四分一二秒
五・七四九メートルの地点　六十一号
標柱六十一号から三三九度三九分六秒
八・九七〇メートルの地点　六十二号
標柱六十二号から二四九度八分一一秒
三九・九二五メートルの地点　六十三号
標柱六十三号から二一九度二五分二秒
二三・四一二メートルの地点　六十四号
標柱六十四号から二二九度九分三七秒
二三・四一二メートルの地点　六十五号
標柱六十五号から二六五度一分五秒
五一・四〇四メートルの地点　六十六号
標柱六十六号から二三四度二〇分五〇秒
一一・〇五四メートルの地点　六十七号
標柱六十七号から二〇二度一五分四秒
一七・六七〇メートルの地点　六十八号
標柱六十八号から二三一度二六分四一秒
九・四一八メートルの地点　六十九号
標柱六十九号から二四二度四四分三〇秒
一三・五二八メートルの地点　七十号
標柱七十号から二四四度五八分二四秒
七・〇九六メートルの地点　七十一号
標柱七十一号から二五〇度一九秒
五・一〇〇メートルの地点　七十二号
標柱七十二号から二五五度八分三一秒
八・三三八メートルの地点　七十三号
標柱七十三号から二五九度三分二秒
七・二三四メートルの地点　七十四号
標柱七十四号から二六二度五〇分一〇秒
一一・五〇七メートルの地点　七十五号
標柱七十五号から二七五度五五分三九秒
二八・六九一メートルの地点　七十六号
標柱七十六号から二四九度一一分二七秒
一三・〇六一メートルの地点　七十七号
標柱七十七号から二三七度一四分六秒
一六・六二六メートルの地点　七十八号
標柱七十八号から二三〇度五一分三八秒
三・八六〇メートルの地点　七十九号
標柱七十九号から二四一度一三分三五秒
五・八二五メートルの地点　八十号
標柱八十号から二五九度三一分一三秒
五・〇〇九メートルの地点　八十一号
標柱八十一号から二六八度一三分四二秒
五・二七三メートルの地点　八十二号
標柱八十二号から二三九度一〇分四六秒
七・三四一メートルの地点　八十三号

○関東地方整備局告示第四百五十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十一月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	埼玉県熊谷市筑波二丁目48番1

(2)　変更年月日
平成二十五年十月一日

四(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都国分寺市南町三丁目8番14号
変更後	東京都国分寺市南町三丁目22番27号

(2)　変更年月日
平成二十五年十月十五日

○九州地方整備局告示第二百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十八日

九州地方整備局長　岩**崎**　泰彦

路線名	供用開始の区間
五十七号	阿蘇市波野大字小地野字下廻畑一一二八番三から同市波野大字小地野字下廻畑一一二九番七まで

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○北海道開発局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十八日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡美瑛町字五稜国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇四林班お小班地内	前	五一・八メートル～七六・六メートル	〇・〇七九キロメートル
	後	五一・八メートル～七六・六メートル	〇・〇七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部